

8月7日提出

JTSU-E 申第5号

## JR東日本ステーションサービスに申し入れを行う!

### いのちを守る安全行動の確立を求める緊急申し入れ



7月20日、五反田駅での線路内拾得開始直後、汽笛吹鳴を受け、列車が緊急停止する重大事象が発生しました。



「グループ安全計画 2023」では「安全」は人の命を守ること「安定」は列車の正確な運行を守ることとどちらも鉄道に重要と示されています。しかし少ない社員数による効率的な業務遂行など、安全が軽視されているのが実態です。お客さまの命はおるか自分の命さえ守れない現実に強い危機感を抱きます。

今こそ正しい現場把握とその背後に潜む要因を明確にすることで真の安全文化構築が必要です。よって下記の通り申し入れました。

- 1.線路内拾得作業等における「あわや触車」という事象が繰り返し発生していることに対し、見解を明らかにすること。また、現場実態の現実を正しく把握し、組織事故の観点からも個人の責任に転嫁せず、いのちを守ることへの経営責任を果たすこと。
- 2.線路内拾得作業およびそれらに関する業務を行う場合には、関係列車の抑止手配を行い実施すること。
- 3.鉄道に携わる全ての方のいのちを守るための行動指針を明確にし、全社員を対象とした安全教育を速やかに実施すること。
- 4.今申し入れに対する回答及び団体交渉については速やかに日程調整を図り実施すること。

## いのちを守る安全行動を確立する緊急申し入れ

1. 線路内拾得作業等における「あわや触車」という事象が繰り返し発生していることに対し、見解を明らかにすること。また、現場実態の現実を正しく把握し、組織事故の観点からも個人の責任に転嫁せず、いのちを守ることへの経営責任を果たすこと。

(回答) 当社もJR東日本グループの一員として、安全を経営のトッププライオリティと位置付けており、線路内拾得作業に関しても、お客さま・社員の安全確保に取り組んでいる。

今回の事象はあわや触車という、いのちを脅かす非常事態だ。本社としてどのように受け止めているか。

本社としても重く捉えている。当該社員と意見交換を行い、当時の状況等を把握してきた。また、本社・首都圏本部・JESS本社で現地を確認をし、今後の対策をどのように行うか議論してきた。

事象発生後、当該社員は異動となった。事象に対する懲罰であったら看過することはできない。

個別の人事についてはこの場では馴染まないので控えるが、当該社員だけの責任ではなく、会社全体として捉えて、いのちを脅かす事象を二度と発生させないように努めていく。

## 確認! 個人の問題ではなく、会社総体で受け止め二度と発生させないよう対策に取り組むことを確認!

2. 線路内拾得作業およびそれらに関する業務を行う場合には、関係列車の抑止手配を行い実施すること。

(回答) 線路内拾得作業は、保安体制を確保したうえで実施することが前提であり、列車を抑止して拾得する場合または駅列車見張員を配置して拾得する場合のいずれも、駅の特情等を踏まえて実施している。

社員の安全確保の観点から、線路内拾得作業を行う際は、関係列車の抑止を行うこと。

2名体制かつ保安装置を2ツール以上した場合は、抑止を行わなくてよい。五反田駅は調査の結果抑止不要駅としたが、上記に付随してイントラATOSを確認し、列車が隣駅に在線したら拾得は行わない対策を行っている。

今回の事象を踏まえた上でJESSとして調査・対策はどのように取り組んでいるのか。また、TC列警など設備の充実を図ること。

事象以降、JESS全駅のチェックリストを作成してきた。“地下駅は見通しが困難なため抑止を行う”等明確化してきた。TC列警は希望があれば検討する。

抑止不要駅において、抑止が必要と判断した際は、現場の社員の判断を尊重すること。

これまでも社員の判断を尊重しているところである。抑止不要駅でも、指令に抑止ができるか問い合わせをしている。

## 確認! 抑止不要駅で抑止が必要と判断した場合、駅社員の判断を尊重することを確認!

3. 鉄道に携わる全ての方のいのちを守るための行動指針を明確にし、全社員を対象とした安全教育を速やかに実施すること。

(回答) 必要な教育は実施している。

JESS独自の触車防止マニュアルは作成していない。次年度から本体が作成する運行作業マニュアルに別紙として付随させる。

JESS独自の触車防止マニュアルは存在するのか。制定しない場合はなぜ制定しないのか。

落とし物拾得の取扱いはJR本体より厳しくルールを制定しているつもりだ。安全にゴールはない。一度教えたならもう忘れないということでもない。年に1回の教育など引き続き教育を行い、本体が作成した今回の事象の動画、劇画を使用して教育を行う。

企業として、同じ事象を二度と起こさないためにどのような社員教育を行うのかを明確にすること。

4. 今申し入れに対する回答及び団体交渉については、速やかに日程調整を図り実施すること。

(回答) 具体的な提起があれば、「労使間の取扱いに関する協約」に則り取り扱うこととする。

申し入れから交渉まで半年以上経過し、安全対策の議論が放置されている。早期に行うこと。

会社として非常に重く受け止め、各駅の特情把握・対策に取り組んできた。貴側の主張は受け止める。

社員・利用者の“いのち”を脅かす事象は絶対に発生させてはならない!  
安全対策を行うことは企業としての責務だ!